

年營業不振、爲ノ賃銀ニ割ノ値下ケヲナシ其ノ後一回五分ノ  
値上ケヲ實施シ今日ニ至ルルカ最近ノ物價騰貴ニ刺戟セラレ  
一月二十八日午後三時中職工代表 上村定七以下四名ハ工  
場主ニ對シ口頭ヲ以テ左記嘆願ヲ提出シタル工場主ハ熟考ノ  
上善處回答スル旨ヲ約セリ

記

- (1) 日給ヲ全額復活サレタイ
- (2) 退職年當ヲ現在ヨリ一ヶ年ニ付キ三日分増額サレタイ
- (3) 臨時工ヲ本工ニサレタイ

六推 移

工場主ハ賃銀値上ニ關シテハ幾分考慮スル模様ノ如クナルヲ  
以テ是ニタル紛糾ヲ見ズ解決スル見込

右及申報候也

労報第二四五號

昭和十二年二月九日

警視總監 早川三郎

内務大臣 河原田操 吉 殿  
社 會 局 長 官 殿

大正鉄板鍍金合資会社ノ労働争議ニ關スル件  
(第二報—解決)

要旨 二月三十日及三月一日ノ両日直リ労資代表會見折衝ノ結果圓滿解決ス

首題紛議ノ發生ニ關シテハ既報シ置キタル処ナルガ其ノ後一月  
三十一日及二月二日ノ両日ニ亘リ 労資代表會見折衝ノ結果左  
記 覺書條件ノ如ク圓滿解決セリ

記